

広島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、一枚建刺し網漁業について、他の漁業との操業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究を目的とする場合は、この限りでない。

平成二十六年十二月十八日

広島海区漁業調整委員会

会長 山 本 正 直

第一 指示の内容

一 一枚建刺し網漁業について、次の1に掲げる適用海域における操業を、次の2に掲げる禁止期間のとおり禁止する。

1 適用海域

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸五百メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ六直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上五百メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸五百メートルの線との交点

オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（二百一十一メートル）を見通す線上三百五十メートルの所

カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点

キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町九番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点

ク 三原市下鷺島南端

ケ 三原市下鷺島北端

コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（二百四十三メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点

サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ス 愛媛県岩城島新城鼻

2 禁止期間 一月一日から三月三十一日まで

十二月一日から十二月三十一日まで

二 一枚建刺し網漁業（網目が九節（三・八センチメートル）より荒く、四寸（十二・一センチメートル）より細かい網を使用するものに限る。）について、次の1に掲げる適用海域における操業を、次の2に掲げる操業時間のとおり制限する。

1 適用海域 福山市内海町田島高山の高から香川県田上島の高を見通す直線以東の広島県海面。ただし、福山市沼隈町阿伏兔灯台から同市田島箱崎港北側防波堤突端を見通す直線以北の海面を除く。

2 操業時間 午後三時以降に網入れ作業を開始し、午後七時までに網揚げ作業を開始すること

第二 指示の有効期間

平成二十七年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで